

第 **78** 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年 **6**月**26**日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都中央区八重洲二丁目2番1号
東京ミッドタウン
八重洲カンファレンス4階大会議室

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 新株予約権無償割当ての件

株 主 各 位

東京都世田谷区代沢四丁目43番11号
東邦ホールディングス株式会社
代表取締役 枝 廣 弘 巳

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ir.tohohd.co.jp/ja/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「東邦ホールディングス」、または「コード」に当社証券コード「8129」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、行使期限であります**2026年6月25日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都中央区八重洲二丁目2番1号
東京ミッドタウン八重洲カンファレンス 4階大会議室

3. 目的事項

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第78期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）計算書類報告の件 |
|------|--|

- | | |
|------|--|
| 決議事項 | 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 新株予約権無償割当ての件 |
|------|--|

4. 招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- 書面およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限りません。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - 株主総会参考書類
第4号議案「新株予約権無償割当ての件」の提案の理由の一部（なお、本書では、当該提案の理由の要点を記載しております。）
 - 事業報告
主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況、新株予約権等に関する事項、責任限定契約の内容の概要、役員賠償責任保険契約の内容の概要、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針
 - 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表
 - 計算書類
株主資本等変動計算書、計算書類の個別注記表従って、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告および会計監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権を行使する方法には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席する方法



……………株主総会開催日時……………

**2026年6月26日（金曜日）
午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら、
同封の議決権行使書用紙を
会場受付へご提出ください。

書面で議決権を行使する方法



……………行使期限……………

**2026年6月25日（木曜日）
午後5時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案の
賛否をご表示の上、ご返送ください。

詳細は、以下に記載の議決権行使書
ご記入方法のご案内をご確認ください

インターネット等で議決権を 行使する方法



……………行使期限……………

**2026年6月25日（木曜日）
午後5時完了分まで**

次頁の案内に従って、
議案の賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご確認ください ▶

議決権行使書のご記入方法のご案内

●こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1、2号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対される場合：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

第3、4号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

※当日ご出席いただく場合は、インターネットまたは議決権行使書用紙の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権電子行使プラットフォームの ご利用について

機関投資家の皆様は、事前にお申込みの場合には、
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラット
フォームをご利用いただけます。

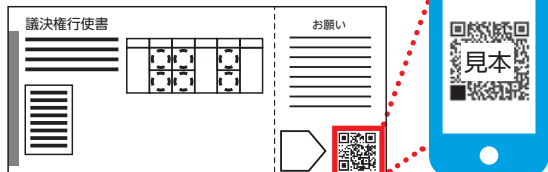


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

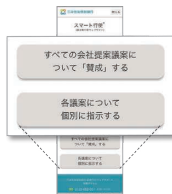
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(注) QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

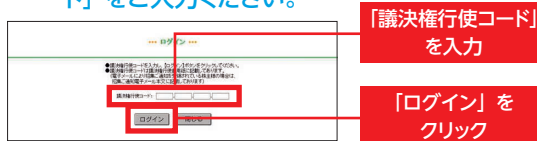
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト | <https://www.web54.net>

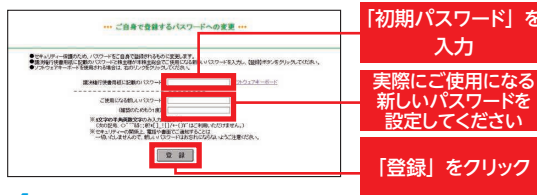
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「株主パスポート」アプリをダウンロードのうえ、会員登録し、当社を保有銘柄登録していただくと、「スマート行使」へのアクセス、議決権行使ができます。


ご案内サイトURL : <https://www.smbt.jp/personal/procedure/agency/kabunushi-passport>

※「株主パスポート」は当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社が提供する株主様と当社をつなぐプラットフォームです。

※次年度以降、本アプリでも招集通知発送をお知らせいたします。会社情報のご確認など、アプリ機能については上記URLのご案内サイトをご覧ください。



インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

本株主総会終結の時をもって現任の取締役（監査等委員であるものを除く。）5名全員が任期満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

また、取締役候補者の選定につきましては、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会での審議を経ております。

なお、監査等委員会からは、取締役候補者およびその選任理由について賛同する旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	再任	えだ ひろ 枝廣 弘巳	代表取締役 社長執行役員CEO	13回／13回 (100%)
2	再任	うま だ 馬田 明	取締役 専務執行役員COO	13回／13回 (100%)
3	再任	まつ たに 松谷 竹生	取締役 常務執行役員CGO	13回／13回 (100%)
4	再任	こう の 河野 修蔵	取締役 執行役員 トランスフォーメーション推進担当	10回／10回 (100%)
5	再任	は が 芳賀 真名子	社外取締役	10回／10回 (100%)
6	新任	い とう 伊藤 雅彦	—	—

(注) 河野修蔵および芳賀真名子の両氏の取締役会出席状況は、2025年6月27日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

再任



えだ ひろ ひろ み
枝廣 弘巳

- 生年月日 1952年5月14日
- 所有する当社株式の数 47,400株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

- 1977年4月 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社
 - 1985年9月 常盤薬品株式会社 入社
 - 2000年8月 同社代表取締役社長
 - 2012年6月 当社監査役
 - 2015年6月 東邦薬品株式会社代表取締役社長
 - 2015年6月 当社取締役
 - 2017年6月 当社取締役副社長
 - 2019年6月 東邦薬品株式会社取締役
 - 2019年6月 当社代表取締役副会長 CFO
 - 2020年6月 東邦薬品株式会社代表取締役会長
 - 2020年6月 当社取締役
 - 2022年6月 東邦薬品株式会社取締役（現任）
 - 2022年6月 当社代表取締役CFO
 - 2024年6月 当社代表取締役CEO兼CFO
 - 2025年6月 当社代表取締役 社長執行役員CEO（現任）
- 当社における地位および担当
代表取締役 社長執行役員CEO

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

枝廣弘巳氏は、企業経営者としての豊富な知見・経験を有しており、中期経営計画で掲げた施策の推進および目標の達成に向け、強いリーダーシップを発揮し、当社グループの経営を牽引しております。

また、当社グループの根幹である医薬品卸売業界の特性として重要な中長期的な企業価値向上に不可欠な取引先との継続的かつ長期的関係を有しており、今後もグループ経営全般を牽引する立場として、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

再任



うま だ あきら
馬田 明

- 生年月日 1965年4月16日
- 所有する当社株式の数 31,100株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年3月 東邦薬品株式会社（現 当社）入社
 - 2009年4月 東邦薬品株式会社執行役員
 - 2012年7月 同社取締役
 - 2015年6月 同社常務取締役
 - 2015年6月 当社執行役員
 - 2016年6月 東邦薬品株式会社専務取締役
 - 2016年6月 当社取締役
 - 2019年6月 東邦薬品株式会社代表取締役社長（現任）
 - 2019年6月 当社専務取締役
 - 2022年6月 当社専務取締役COO
 - 2025年6月 当社取締役 専務執行役員COO（現任）
- 当社における地位および担当
取締役 専務執行役員COO
 - 重要な兼職の状況
東邦薬品株式会社 代表取締役社長

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

馬田明氏は、当社グループの事業全体を統括するとともに、当社グループのコア事業である医薬品卸売事業の営業部門責任者を務めた経験に基づく豊富な知見を活かし、東邦薬品株式会社の代表取締役社長として、医薬品卸売業界の特性として重要な中長期的な企業価値向上に不可欠な取引先との強力で継続的かつ長期的関係を有しながら、中期経営計画で掲げた医薬品卸売事業の変革等の取り組みを推進しております。今後も当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

再任



まつたに たけお
松谷 竹生

- 生年月日 1966年4月20日
- 所有する当社株式の数 64,928株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

- 1992年2月 東邦薬品株式会社（現 当社）入社
 - 2001年6月 同社取締役
 - 2007年6月 同社常務取締役
 - 2008年6月 同社専務取締役
 - 2009年4月 当社取締役
 - 2013年6月 九州東邦株式会社常務取締役
 - 2015年6月 同社代表取締役社長
 - 2017年6月 東邦薬品株式会社取締役副社長（現任）
 - 2023年6月 九州東邦株式会社取締役会長（現任）
 - 2025年6月 当社取締役 常務執行役員CGO（現任）
- 当社における地位および担当
取締役 常務執行役員CGO

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

松谷竹生氏は、グループ子会社において代表取締役社長などの要職を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と当社において経営企画や事業開発の責任者を務めた経験を有しております。また、2025年6月よりガバナンス改革の推進責任者としてCGO（チーフ・ガバナンス・オフィサー）に就任し、コンプライアンス・リスクマネジメントを含めた当社グループのガバナンス体制のさらなる強化・高度化のための取り組みを推進しております。これらの経験に基づく豊富な知見を活かし、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

再任



この しゅうぞう
河野 修蔵

- 生年月日 1978年9月26日
- 所有する当社株式の数 537,260株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

- 2001年4月 サン・マイクロシステムズ株式会社（現 日本オラル株式会社）入社
 - 2005年1月 東邦薬品株式会社（現 当社）入社
 - 2009年4月 株式会社オムエル（現 株式会社セイエル）入社
 - 2014年6月 同社執行役員
 - 2015年6月 同社取締役
 - 2017年6月 同社代表取締役社長（現任）
 - 2017年6月 東邦薬品株式会社取締役
 - 2021年6月 同社執行役員
 - 2022年6月 当社執行役員
 - 2025年6月 東邦薬品株式会社取締役（現任）
 - 2025年6月 当社取締役 執行役員 トランスフォーメーション推進担当（現任）
- 当社における地位および担当
取締役 執行役員 トランスフォーメーション推進担当
 - 重要な兼職の状況
株式会社セイエル 代表取締役社長

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

河野修蔵氏は、中期経営計画で掲げた取り組みを加速させ、より実効性を高めるべく策定された実行計画に基づくトランスフォーメーション推進の責任者として、各施策を主導しております。また、グループ子会社の代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を活かし、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

再任

社外

独立



はが まなこ
芳賀 真名子

- 生年月日 1963年9月2日
- 就任期間（本株主総会終結時） 1年
- 所有する当社株式の数 一株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 JPモルガン モルガン信託銀行 入社
1989年9月 ジェームズ・ケペル証券会社 入社
1992年4月 S.G.ウォーバーグ証券会社 入社
1995年5月 クラインオートベンソン投資顧問株式会社 入社
1998年7月 メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ株式会社 入社
2002年5月 フィデリティ投信株式会社 入社
2016年6月 フィデリティ投信株式会社、フィデリティ証券株式会社 取締役 財務部長 兼 社長室ビジネスマネージャー
2017年6月 松井証券株式会社 顧問
2017年11月 プリティッシュ・スクール・イン・東京 入職
2019年6月 松井証券株式会社取締役
2020年6月 同社取締役 人事・総務部門担当役員
2025年6月 当社社外取締役（現任）
2025年6月 松井証券株式会社執行役員 人事総務部門担当
2026年4月 同社執行役員（現任）

● 当社における地位および担当
社外取締役

● 重要な兼職の状況
松井証券株式会社 執行役員

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由および期待される役割の概要

芳賀真名子氏は、日系・外資証券会社、運用会社において財務部門、経営管理部門、人事総務部門の役員を務め、財務会計、経営企画、業務プロセス構築、人的資本領域等に関する豊富な知見・経験を有しております。
当社社外取締役在任中には、取締役会や指名報酬委員会等において、かかる知見・経験に基づき、当社の持続的な成長に向けた提言・助言等をいただいております。
これらの知見・経験を活かして、独立した立場から適切な意思決定に対する助言や実効性の高い監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

新任

社外

独立



いとう まさひこ
伊藤 雅彦

- 生年月日 1957年9月1日
- 所有する当社株式の数 一株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	藤倉電線株式会社（現 株式会社フジクラ）入社
2013年4月	株式会社フジクラ執行役員 新規事業推進センター超電導事業推進室長
2014年4月	同社常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー副統括、インフラ事業部門担当、新規事業推進センター超電導事業推進室長
2015年4月	同社常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー副統括
2015年6月	同社取締役常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー副統括
2016年4月	同社代表取締役 取締役社長
2016年6月	一般社団法人日本電線工業会会長
2021年4月	株式会社フジクラ代表取締役 取締役社長CEO
2022年4月	同社取締役会長 兼 取締役会議長
2022年6月	一般社団法人日本電線工業会会長
2024年3月	東亜合成株式会社社外取締役
2024年4月	株式会社フジクラ取締役会長
2024年6月	同社名誉顧問
2024年9月	テクノプロ・ホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由および期待される役割の概要

伊藤雅彦氏は、株式会社フジクラにおいて代表取締役を務めるなど企業経営者としての豊富な知見・経験を有するとともに、企業経営および他社での社外取締役等の経験を通じて培われたガバナンスに関する高度な見識を備えております。これらの知見・経験を活かして、独立した立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言や実効性の高い監督を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 芳賀真名子および伊藤雅彦の両氏は、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者であります。
3. 芳賀真名子氏は、2026年6月28日付で松井証券株式会社の執行役員を退任予定であります。
4. 伊藤雅彦氏は、2026年6月25日付で株式会社ニッスイの社外取締役に就任予定であります。
5. 当社は、芳賀真名子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 伊藤雅彦氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
7. 当社と芳賀真名子氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 伊藤雅彦氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
9. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、「3.会社役員に関する事項 (2) 役員賠償責任保険契約の内容の概要」（交付書面省略事項「事業報告」58ページ）に記載のとおりです。取締役候補者の各氏が原案どおり選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役の加茂谷佳明、小谷秀仁、後藤千恵の3氏が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	再任	社外 独立 こたに ひでひと 小谷 秀仁	社外取締役（監査等委員）	13回／13回 （100%）	9回／9回 （100%）
2	再任	社外 独立 ごとう ちえ 後藤 千恵	社外取締役（監査等委員）	13回／13回 （100%）	9回／9回 （100%）

候補者番号

1

再任

社外

独立



こたに ひでひと
小谷 秀仁

- 生年月日 1967年12月27日
- 就任期間（本株主総会終結時） 4年
- 所有する当社株式の数 一株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1994年4月 ファイザー社（米国）コネチカット州世界中央研究所 入社
1998年1月 万有製薬株式会社（現 MSD株式会社）入社
2009年7月 同社執行役員コーポレートサービス担当 兼 社長室長
2012年3月 同社副社長執行役員営業本部長 兼 社長室長
2012年3月 メルク社（米国）バイスプレジデント
2015年9月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社（現 PHCホールディングス株式会社）代表取締役社長 CEO 兼 CTO
2019年9月 Frederick Research合同会社代表社員（現任）
2022年2月 ノボキア株式会社代表取締役（現任）
2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

- 当社における地位および担当
社外取締役（監査等委員）

● 重要な兼職の状況

Frederick Research合同会社 代表社員
ノボキア株式会社 代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小谷秀仁氏は、2022年より当社の監査等委員である社外取締役に就任以来、ファイザー社、万有製薬株式会社（現MSD株式会社）、メルク社での要職の歴任や、パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社（現PHCホールディングス株式会社）の代表取締役として企業経営に携わった経験と製薬・医療機器・医療IT業界における豊富な見識に基づき、取締役会において当社の持続的な成長に向けた助言・提言をいただくとともに、客観的・中立的な立場から当社の経営を監督いただいております。また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定、取締役の選解任プロセスの明確化等の審議を主導いただいております。以上の理由により、今後も客観的・多角的な視点による当社への助言や、適切な監督および監査に貢献いただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

再任

社外

独立



ごとう ちえ
後藤 千恵

- 生年月日 1958年11月30日
- 就任期間 (本株主総会終結時) 2年
- 所有する当社株式の数 ー株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社ソシエ・ワールド 入社
1988年4月 株式会社東京学生進路資料室 入社
1994年9月 山田&パートナーズ会計事務所 入所
2006年10月 弁護士登録 さくら共同法律事務所
入所
公認会計士登録
2011年1月 さくら共同法律事務所 パートナー
(現任)
2021年9月 株式会社アバント (現 株式会社アバ
ントグループ) 社外監査役
2022年9月 同社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2024年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

● 当社における地位および担当
社外取締役 (監査等委員)

● 重要な兼職の状況

さくら共同法律事務所 パートナー
株式会社アバントグループ 社外取
締役 (監査等委員)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

後藤千恵氏は、2024年より当社の監査等委員である社外取締役に就任以来、弁護士および公認会計士としての企業法務や会計等に関する専門的知見および他社での社外役員としての豊富な経験に基づき、取締役会において当社の持続的な成長に向けた助言・提言をいただくとともに、客観的・中立的な立場から当社の経営を監督いただいております。また、監査等委員長として、グループ子会社を含めた監査部門との連携を主導するとともに、豊富な知見や独立的な見地から監査体制の強化に貢献いただいております。以上の理由により、今後も客観的・多角的な視点による当社への助言や、適切な監督および監査に貢献いただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係
- ①後藤千恵氏は、株式会社アバントグループの社外取締役 (監査等委員) を兼務しており、当社は同社の子会社と取引がありますが、当該取引額の割合は当社および同社の年間連結売上高の1%未満となります。
 - ②その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小谷秀仁および後藤千恵の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、小谷秀仁および後藤千恵の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が原案どおり選任された場合、引き続き両氏は独立役員となる予定であります。
 4. 当社と小谷秀仁および後藤千恵の両氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、「3.会社役員に関する事項 (2) 役員賠償責任保険契約の内容の概要」(交付書面省略事項「事業報告」58ページ)に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の各氏が原案どおり選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なか がわ ひでゆき
中川 英之

- 生年月日 1971年10月22日
- 所有する当社株式の数 ー株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1999年10月	山田&パートナーズ会計事務所（現 税理士法人山田&パートナーズ）入所
2002年1月	優成監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所
2007年4月	山田MTSキャピタル株式会社（現 山田コンサルティンググループ株式会社）入社
2007年8月	同社取締役
2009年11月	山田ビジネスコンサルティング株式会社（現 山田コンサルティンググループ株式会社）入社
2011年8月	公認会計士税理士中川英之事務所（現 公認会計士中川英之事務所）代表（現任）
2017年3月	株式会社アンビション監査役（現任）
2017年9月	株式会社AKIBAホールディングス 社外監査役
2024年6月	同社社外取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

公認会計士中川英之事務所 代表
株式会社アンビション 監査役
株式会社AKIBAホールディングス 社外取締役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中川英之氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な知見・経験を有しております。これらの専門的な知見・経験を当社の経営およびその監督に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 中川英之氏は、株式会社アンビションの監査役であり、同社は当社の出資先であります。当社と同社の間には営業上の特別な取引関係はなく、候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中川英之氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 中川英之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、「3.会社役員に関する事項 (2) 役員賠償責任保険契約の内容の概要」(交付書面省略事項「事業報告」58ページ)に記載のとおりです。中川英之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

取締役候補者のスキル・マトリックス

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために取締役に期待する知見・経験について、中期経営計画で掲げた戦略等に基づき、7つの項目を選定しております。第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	経営全般	財務・会計/ 資本市場	人事・組織開発/ サステナビリティ	法務・ リスク管理	営業戦略/ ロジスティクス	事業開発/ DX	医薬品行政・ 政策の知見
枝廣 弘巳	○	○				○	○
馬田 明	○		○		○		○
松谷 竹生	○		○	○	○	○	○
河野 修蔵	○				○	○	○
社外 芳賀 真名子	○	○	○				
新任 社外 伊藤 雅彦	○		○		○	○	
社外 小谷 秀仁	○	○			○	○	○
社外 後藤 千恵		○	○	○			
社外 齋藤 美帆	○	○	○				

(スキルの選定理由)

項目	選定理由
経営全般	市場環境が大きく変化している中、中長期的な視点に立って成長戦略を策定・実行していくためには、企業経営に関する幅広い知見・経験が必要であると考えています。
財務・会計/資本市場	資本効率の向上および安定的な財務基盤の確保を図りながら、企業価値向上に向けた持続的な成長投資や株主還元を実現するためには、財務・会計や資本市場に関する幅広い知見・経験が必要であると考えています。
人事・組織開発/ サステナビリティ	人事・組織開発： 企業の持続的な成長における重要な基盤である人的資本の価値最大化に向けた人材育成や人事制度改革を適切に助言・監督するためには、人事・組織開発に関する知見・経験が必要であると考えています。 サステナビリティ： サステナビリティ経営の質的向上を図るためには、サステナビリティに関する知見・経験が必要であると考えています。
法務・リスク管理	持続性のある企業として企業価値を高めるためには、その基盤となるガバナンス体制の整備・充実、リスク管理体制の強化が重要であり、そのためには、法務・リスク管理の知見・経験が必要であると考えています。
営業戦略/ ロジスティクス	営業戦略： 独創的なサービスの提供を通じて新しい価値を共創するうえで、顧客のニーズ把握能力および付加価値提供機能の強化は重要であり、現状の課題や市場の変化に対する影響などを的確に捉え、当社グループの営業戦略・方針などに対して適切に助言・監督するためには、営業戦略に関する幅広い知見・経験が必要であると考えています。 ロジスティクス： 生命関連商品を扱う立場として、「安心・安全な医薬品流通」は使命であり、適切な物流戦略の策定、助言、および監督を行うためには、ロジスティクスに関する知見・経験が必要であると考えています。
事業開発/DX	当社グループの中長期的な企業価値向上の実現には、新規事業の早期確立や既存事業の変革、業務効率化等が重要であり、これらを実行・推進していくためには事業開発やDXに関する知見・経験が必要であると考えています。
医薬品行政・政策の知見	医薬品業界という国の制度が大きく関わる複雑な市場環境の中で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、医薬品行政・政策に関する知見・経験が必要であると考えています。

社外取締役の独立性基準

当社は、以下の通り「社外取締役の独立性基準」を定め、社外取締役またはその候補者が以下の各項目のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）。または過去10年に当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の大株主（注2）またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者（注4）またはその業務執行者
5. 当社グループの主要な借入先（注5）またはその業務執行者
6. 当社グループの主幹事証券会社の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから直近3事業年度の平均で、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
9. 当社グループから直近3事業年度の平均で、年間1,000万円以上または年間総収入金額の2%以上の寄付・助成を受けている者。当該寄付・助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者
10. 当社グループから取締役または監査役を受け入れている企業または当該企業グループの業務執行者
11. 過去、上記2～9の団体または取引先に所属していた場合、退職後5年以内の者
12. 上記1～11に掲げる者（ただし重要な者（注6）に限る）の配偶者および二親等内の親族
13. 当社の社外取締役としての在任期間が通算で10年を超える者

注1： 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人を指す。

注2： 大株主とは、直近事業年度末において総議決権の10%以上の株式を保有しているものを指す。

注3： 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度において、年間の取引金額が当社連結売上高の1%を超える取引先を指す。

注4： 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度において、当社グループとの年間の取引金額が当該取引先の連結売上高の1%を超える者を指す。

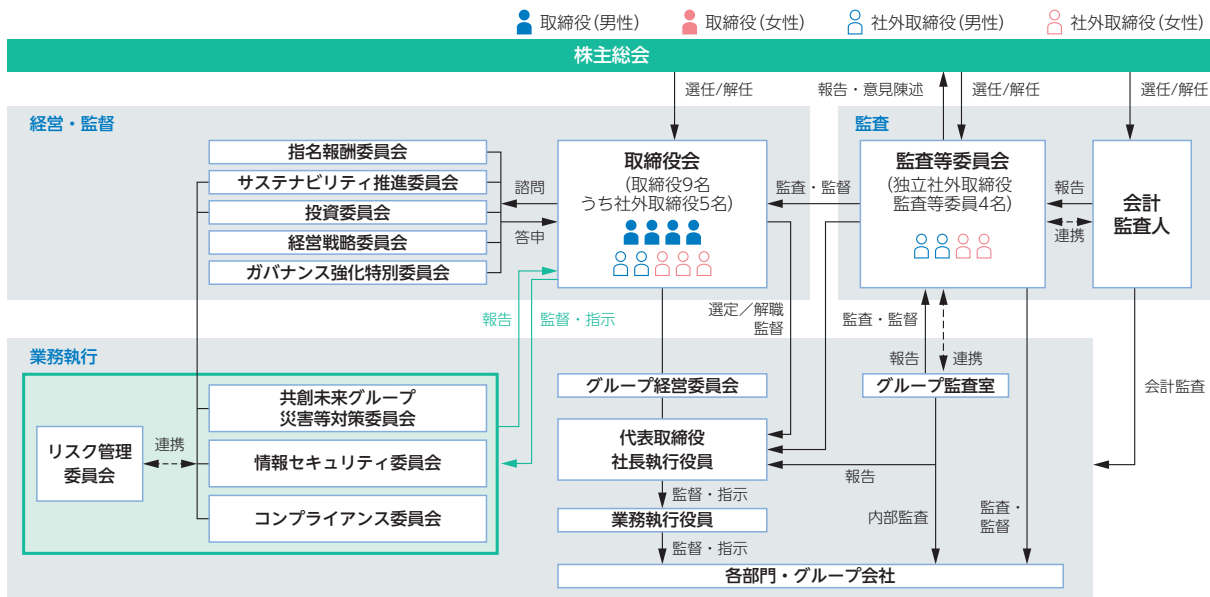
注5： 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度において、当社連結総資産の1%を超える額を当社グループに融資した金融機関を指す。

注6： 重要な者とは、取締役、執行役員および部長格以上の業務執行者を指す。

コーポレート・ガバナンス体制

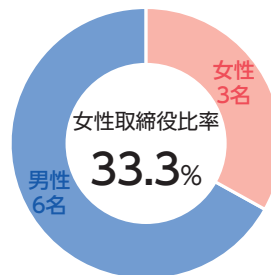
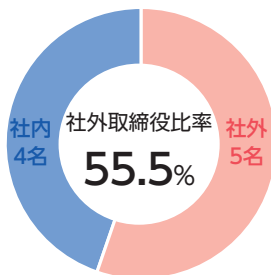
当社は取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を充実させ、中長期的な企業価値向上を図るために、監査等委員会設置会社という経営形態を選択しております。

当社の取締役は、9名のうち5名を社外取締役として選任し、経営の監督機能の強化を図っております。



取締役会の構成

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなります。



第4号議案 新株予約権無償割当ての件

1. 提案の内容

本議案は、本株主総会において、本大規模買付者（以下に定義されます。以下同じです。）による本大規模買付行為等（以下で定義されます。以下同じです。）に対して、本対応方針（以下で定義されます。以下同じです。）に基づき本対抗措置（以下に定義されます。以下同じです。）を発動することについて、株主の皆様に通決議（書面又は電磁的方法によって議決権を行使された方を含む出席株主の議決権の過半数の賛同）によるご承認をお願いするものです。

本議案が可決された場合において、本大規模買付者が本大規模買付行為等を行った場合には、当社取締役会は、当社取締役会が独立委員会の意見を踏まえて合理的に定める時点で、本対応方針に基づく本対抗措置の発動として、新株予約権無償割当て決議を行うこととなります。

本議案が可決された場合には、本対応方針は、本対応方針に定めたとおりに従い、本大規模買付者による本大規模買付行為等への対応に必要な限度で継続するものとし、最長でも2027年開催予定の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時をもって終了するものとします。したがって、本議案とは別に、本対応方針の継続について、本株主総会に議案を上程することはしておりません。

他方で、仮に本議案が承認されなかった場合には、株主の皆様の意思を尊重して、本対抗措置は発動せず、新株予約権無償割当てを実施しません。また、その場合、本対応方針は本株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時に廃止いたします。

また、本大規模買付者が、本株主総会の前日までに、本大規模買付行為等を撤回し、今後本大規模買付行為等を実施しない旨を書面により誓約したこと等により、本対抗措置を発動する必要性がなくなったと当社取締役会が判断した場合には、本議案を取り下げることとします。

当社が、本対応方針に基づく本対抗措置として実施する新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）の概要は、下記三の「対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要」に記載のとおりとします。なお、本新株予約権無償割当ての概要は、2025年10月31日付「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」（以下「本対応方針導入リリース」といいます。）の「三 4. 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要」に記載の内容と同様です。

なお、本対応方針は、既に具体化している当社株式の買集めを受け、3D又はその他の当事者による大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです。そのため、具体的な大規模買付行為等の懸念がなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

本議案において用いられている用語については、本議案で定義がなされていない限り、本対応方針導入リリースにおいて定義される意味を有するものとしています。

2. 提案の理由

当社は、2025年10月31日付で「当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。詳細については、本対応方針導入リリースをご参照ください。）を導入しているところ、2026年1月16日付「当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等説明書の受領に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日付で、3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3D」といいます。）より、当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等説明書（以下「本説明書」といいます。本説明書に記載された、3D、3Dが投資一任運用サービスを提供するとされるCitco Trustees (UT) Limited（以下「CTL」といいます。）及びCTLを受託者とする

とされる CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND - II (以下、3D及びCTLと総称して「本大規模買付者」といいます。)による大規模買付行為等を以下「本大規模買付行為等」といいます。)を受領いたしました。

その後、当社取締役会は、本対応方針に従い、本大規模買付者に対し、本大規模買付行為等について株主の皆様がその是非等をご判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な情報の提供を要請した上で、本大規模買付行為等について、慎重に評価・検討を重ねてまいりました。そして、当社取締役会は、2026年4月28日をもって取締役会評価期間を終了し、同日開催の取締役会において、下記一のとおり、本大規模買付者により本大規模買付行為等が行われた場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるため、本大規模買付行為等に対して本対応方針に基づく対抗措置(以下「本対抗措置」といいます。)を発動すべきであると判断し、下記二の独立委員会からの勧告を最大限尊重した上、独立社外取締役5名(監査等委員である取締役4名を含みます。)を含む取締役全員の一致により、本大規模買付行為等に対して、本対抗措置を発動することの是非を当社の株主の皆様にお諮りする議案を、本株主総会に上程することを決議いたしました。

本大規模買付者による本大規模買付行為等に対する当社取締役会の評価・意見及び独立委員会による勧告の概要は以下のとおりです。

当社取締役会の評価・意見及び独立委員会による勧告並びに本対抗措置の概要を含む本対応方針の内容の詳細については、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。なお、電子提供措置事項を掲載しているウェブサイトについては、本招集ご通知1ページをご参照ください。

一 本大規模買付者による本大規模買付行為等に対する当社取締役会の評価・意見の概要

当社取締役会は、以下に掲げる理由から、本大規模買付行為等により、3Dが当社経営に対するより強い影響力を獲得し、当社に短期的な利益を追求する経営判断を強制することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあり、かつ、本大規模買付行為等には強圧性があるため、対抗措置の発動が必要であると判断しております。

第1. 本大規模買付行為等の真の目的は、純投資や当社のガバナンス体制の改善を通じた企業価値の向上ではなく、当社経営に対する強い影響力を獲得することで、自らの意向に沿った経営を当社に強制し、自らの短期的な利益を追求することにあること

1. 本大規模買付行為等は「純投資」目的ではないこと

3Dは、本大規模買付行為等は、「貴社のガバナンス体制の改善によりもたらされる企業価値の飛躍的向上を期待」して実施するものであり、「純投資を通じたリターン獲得を目的としたものであり、貴社の経営支配権の獲得を目的とするものではありません」と説明しています。しかし、下記2.でも述べるように、これまでの3Dによる当社への投資の経緯を踏まえると、本大規模買付者による本大規模買付行為等の実施は、単にその追加取得分について株価の値上がり益により利益を得ることが目的というよりも、むしろ3Dの要求する内容が、当社や当社の株主の皆様を受け入れられていない状況を踏まえて、自らの意向に従った経営判断や株主総会決議を実現するために、自らの保有する議決権数を増やすことによって当社及び当社の株主の皆様に対する影響力を高めること、言い換えれば、当社の経営に影響を与えて自らの思うとおりに意思決定をさせることが主要な目的であるという評価が合理的であると考えられます。したがって、本大規模買付行為等を「純投資」目的ということはできず、3Dが「純投資」であることを殊更に強調することは、本大規模買付行為等の真の目的を隠し、一般株主に誤解を生じさせようとするものであると考えられます。

2. 本大規模買付行為等は、当社の経営に対する影響力を高めた上で、自らの短期的な利益を追求することを目的としたものであること

3Dは、エンゲージメントを開始した2023年当初から、同業他社との経営統合・業界再編や、余剰資産の見直しを前提とした株主還元を当社に実施させることに固執しており、3Dの目的は、当社にこれらを実施させることにありと合理的に推認されます。また、3Dが繰り返し主張している当社のガバナンス体制に関する指摘も、これまでの3Dとの対話の経緯や3Dの主張の変遷に鑑みると、3Dが真に当社のガバナンス体制の改善を目指しているとは考え難く、その本来の意図は単に当社経営陣にプレッシャーを与え、揺さぶりをかけることにありと考えられます。そのため、3Dによる本大規模買付行為等の目的は、「純投資」ではなく、当社経営に対する影響力を高めることで、自らの意向に沿った経営判断を当社に強制し、自らの短期的な利益を追求することにあることが合理的に推認されます。

これは3Dの過去の多くの投資事例において、3Dが、投資先の株式を大量に買い増し、投資先の経営に対する自らの影響力を高めつつ、パブリック・キャンペーン、株主権の行使及び買収提案等を通じて、自ら提案するコーポレートアクションや短期的な利益を得るための行為を実現させようとしていることから裏付けられます。

第2. 本大規模買付行為等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあること

1. 新中期経営計画の遂行が企業価値ひいては株主共同の利益の向上に最も資すること

当社は、収益性及び資本効率を重視した経営への転換を図り、企業価値の持続的な向上を目指す、新中期経営計画「次代を翔ける」(2027年3月期～2029年3月期)(以下「新中計」といいます。<https://www.tohohd.co.jp/assets/data/260428mtp.pdf>をご参照ください。)を策定しており、新中計においては、各事業について収益性及び成長性の観点から再評価を行い、資本コストを上回る収益創出が見込まれる領域に経営資源を重点的に配分することにより、事業ポートフォリオ改革を推進するのを目指しています。当社は、新中計が、当社の事業特性や経営資源を踏まえた実行可能性の高い施策に基づくものであり、かつ資本効率の改善及び株主還元の強化を両立するものであることから、持続的な企業価値及び株主共同の利益の向上に最も資するものであると判断しております。さらに、当社は、2025年10月にガバナンス強化特別委員会から受領した提言に基づき、取締役会等の強化、チーフ・ガバナンス・オフィサーの権限強化及び明確化、監査体制の強化、不祥事発生時の対応体制の整備、投資委員会における判断の合理化及び客観化等に取り組んでおり、新中計を確実かつ実効的に遂行するためのガバナンス体制も構築されていると考えています。

一方で、3Dによる当社への企業価値向上策の提案は、「ガバナンス不全により市場株価が本源的価値を大きく下回っている」との主張が執拗に繰り返されるのみで、事業戦略や業績向上策における具体性・実効性が認められるような提案はなされておりません。加えて、3Dは当社グループの営む医薬品卸売事業等の事業や会社の経営に関する知識及び経験を有している必要はないとの考えを表明していることも踏まえると、今後議論を重ねた場合にも当社の状況に即した具体性・実効性の高い施策が提示される可能性は高くはないものと考えられます。

当社策定の新中計は、前中計での積み残しや課題を踏まえ、当社を取り巻く事業環境の今後の変化を念頭に、社外取締役や外部アドバイザーを含む幅広い知見を活かし策定しており、当社の強みが十分に発揮される成長戦略と収益向上策、保有資産の抜本的な見直し、適切な財務戦略・株主還元方針、そしてそれを実行する最適執行体制を通じて資本収益性の向上を目指すものです。したがって、新中計は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上を実現することを可能にするものであると考えております。

2. 本大規模買付者は、本大規模買付行為等により、当社の経営に対するより重要な影響力を獲得することになるにもかかわらず、当社の具体的な経営方針を示さず、短期的な利益の追求のみに関

心を有することがうかがわれる上に、本大規模買付者が当社の事業等に対する理解を欠いており、本大規模買付行為等が行われた場合、当社の経営に重大な支障を生じさせ、当社の中長期的な企業価値が毀損するおそれがあること

3Dは、現時点でも既に当社の経営に対する重要な影響力を有しているところ、本大規模買付行為等の実施により、特別決議事項について実質的に単独で拒否権を有することになることに加え、普通決議についても一部の他の株主の賛同を得ることにより否決することが可能になり、当社の経営に対するより重要な影響力を有することになります。さらに、3Dが本大規模買付行為等の後一定期間が経過した後に当社株式を追加で取得し、当社の経営に対する影響力をさらに高めていき、なし崩し的に当社の経営支配権を取得する可能性も否定できません。

それにもかかわらず、3Dは、これまでの対話においても、その要求は、ガバナンス体制の整備、事業ポートフォリオの検証や余剰資産の見直しを前提とした900億円規模の自己株式の取得、及び同業他社との統合に尽き、具体的な経営方針や企業価値向上策を一切提示していません。また、3Dは、当社のガバナンスや企業価値向上策に係る主張を二転三転させ、その変遷についても合理的な説明をしていません。さらには、当社が一貫して建設的な対話を行うことに努め、3Dからの要求についても、企業価値向上の観点から有益であると判断した事項は自ら実施し、また、ガバナンスの改善のために様々な施策を実施しているにもかかわらず、これらについて一切考慮せず、ただ自らの要求を続けるのみであり、当社として3Dとの建設的な対話は困難であると考えざるを得ない状況にまで至っています。このような事情に鑑みれば、3Dは、株式取得後の当社の具体的な経営方針や企業価値向上策について、真摯な検討を行っていないと判断せざるを得ず、自らの短期的な利益の追求のみに関心を有することがうかがわれます。

このように、3Dが当社に短期的な利益の追求のみを優先することを強制した場合には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益が毀損するおそれがあります。すなわち、医薬品卸売事業を中核事業とする当社においては、医薬品を供給する製薬メーカーや医薬品を取り扱う医療機関、薬局等の取引先との継続的かつ長期的な関係を維持・強化し、さらには、公共性の高い社会インフラとしての使命を安定的かつ持続的に果たしていくことが、中長期的に企業価値を維持・向上させていくためには特に重要です。3Dが、かかる当社の事業構造や特性を理解せず、自らの短期的な利益を追求する場合、取引先からの信頼を喪失し、当社の収益機会の喪失を招く可能性があります。

具体的には、例えば、3Dが提案する、当社が保有する3つの物流施設のセール・アンド・リースバックによる流動化は、短期的には売却益の計上等により損益が改善する場合があるものの、当該売却益は一時的なものであり、中長期的にはリース料負担の増加により営業利益及びキャッシュフローに対する下押し要因となることが想定される他、リース契約期間満了時の更新交渉において貸主側の交渉力が強まる構造に起因して長期コストの予見可能性が低下するなど、当社の物流・製造資本及び財務資本を制約する懸念があります。また、3Dが提案する、不採算取引の整理・縮小施策や、営業拠点の統合、バックオフィス・間接費の削減といったコスト改善施策等についても短期的には利益向上が見込めるかもしれませんが、不採算を理由とした医療機関への配送頻度の低下や営業拠点の統合による物流ネットワークの縮小を進めた場合、取引先が求める安定供給の要求を満たさないと、今後の取引受注に悪影響が生じる懸念があります。バックオフィス機能は取引先が求める安定供給の基幹であり、短期的なバックオフィス・間接費の削減施策を進めた場合には、当社の安定供給を支えるインフラの劣化を招き、製薬メーカーの医薬品卸選定基準に対する適合性を損なうおそれもあります。このように、短期的な利益を追求する場合、取引先の要請に応じることができなくなり、今後の新たな収益機会を喪失するおそれがあります。

また、上記のとおり、当社は公共性の高い社会インフラとしての使命を果たしていく必要がありますが、短期的な利益の追求により、当社の供給能力が著しく低下し、平時・有事を問わない全国各地への安定供給や品質管理体制の維持・向上が疎かとなった場合、当社の社会インフラとしての公共性を失わせる結果となる可能性を否定できません。短期的な利益の追求は、一時的には資本効率が向上

する可能性があるものの、社会的インフラとしての責任を担う当社においては、中長期的には取引先からの信頼を損ねるものとなり、結果として資本効率の低下を招く可能性があります。当社としても資本効率の向上を目指しているものの、社会インフラとしての使命を果たす上では、その前提として、取引先からの信頼を維持・向上させることが不可欠です。取引先の当社に対する信頼は、当社の高い公共性に対する信頼を前提とするものであり、かかる公共性が一度失われることとなれば、当社の取引関係に重大かつ不可逆的な影響を及ぼすこととなります。

加えて、3Dは、当社の事業に関する経験及び知識を有していないことを自認しています。

したがって、3Dが当社の経営に対する影響力をさらに高めた場合には、当社の経営に混乱を生じさせるほか、当社経営陣による企業価値向上のための施策の遂行に支障をきたし、又は短期的な利益追求のための施策を強制される可能性があり、本大規模買付行為等が行われた場合、不可逆的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあります。

第3. 本大規模買付行為等により株主共同の利益が害されるおそれがあること

1. 一般株主との間に利益相反の可能性があること

3Dの当社に対する提案内容及び過去の投資事例に鑑みれば、3Dが重要な影響力を背景に、自己の短期的利益の追求を優先した場合、3Dと一般株主の皆様との間において利益相反が生じる可能性が高いことは明かです。それにもかかわらず、3Dは、この点について一切の理解や配慮すらしようとしておらず、3Dが当社に対してさらに影響力を高めた場合、一般株主の皆様の利益が犠牲になる可能性が否定できないといわざるを得ません。

2. 市場内買付による本大規模買付行為等及びその後に行われる可能性のある本大規模買付者による当社株式の追加取得により、一般株主に対して適切な支配権プレミアムが支払われずに、経営支配権・経営に対するより重要な影響力を取得されるリスクを生じさせること

本大規模買付者による当社株式の取得は、その大部分が、ほぼ情報開示がなされない状況において市場内買付けによって行われたものであることに加え、本大規模買付行為等も十分な情報開示は行われずに市場内買付けによって行われることになり、また、本大規模買付行為等後に当社株式を追加取得する可能性もあります。このように、十分な情報開示をせずに市場内買付けにより徐々に株式を買い増し、会社の経営支配権ないし経営に対する重要な影響力を有するに至る株式を取得する行為については、その過程で買付者から株式を売却した株主に対して適切な支配権プレミアムが支払われないこと、また、市場内で一定割合の株式を取得した買付者が後に対象会社の非公開化を実行する場合等には、当該買付者が既に一定割合の株式を保有しているために対抗提案がなされる可能性が低下し、それに起因して一般株主に支払われるプレミアムが低下することが指摘されており、このような買付手法は株主共同の利益を損なうおそれがあります。

3. 3Dによる情報開示は、不十分かつ不適切であり、株主による適切な判断を困難にしていること

3Dは、本大規模買付行為等により当社に対する影響力をさらに高めるのであれば、一般株主が本大規模買付行為等後に当社の企業価値が損なわれるか否か、すなわち本大規模買付行為等に応じるか否かを判断できるよう、当社の経営方針を十分かつ適切に説明すべきであるといえますが、経営支配権の取得を目的としていないことを理由として、ガバナンス体制の整備という抽象的な主張を行うのみで、その他に経営方針ないし企業価値向上策を一切示していません。

4. 本大規模買付行為等は一般株主に対する強圧性を有すること

当社の株主の皆様が、3Dが当社の経営に対して強い影響力を有する状況の下では当社の企業価値が損なわれると考える場合等には、そのような会社に一般株主としてとどまることにより、企業価値が毀損して保有する株式の価値が減少してしまうことを甘受するよりは、たとえ買付けの条件に不満があってもこれに応じることで、保有株式を現金化し、会社から退出することにインセンティブを持

つことになるため、本大規模買付行為等に強圧性が存在することになります。

本大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるのは上記のとおりであり、本大規模買付行為等には、一般株主の皆様に対する強圧性があり、かかる強圧性を可能な限り解消するため、本対応方針及びそれに基づく本対抗措置の発動が必要になると考えております。

二 独立委員会による勧告

当社取締役会は、本対応方針に従い、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の独立社外取締役3名によって構成される独立委員会に対して、本大規模買付行為等が当社の企業価値又は株主共同の利益に与える影響についての評価をした上で、本大規模買付者が本大規模買付行為等を行った場合に、本対抗措置を発動することの是非等について諮問を行いました。

そして、当社取締役会は、2026年4月28日、独立委員会から、独立委員会委員の全員の一致により、**株主意思確認総会において本対抗措置の発動に関する議案が承認されていることを前提として、本大規模買付者が本大規模買付行為等を行った場合に、当社取締役会が独立委員会の意見を踏まえて合理的に定める時点で、本対抗措置を発動することは相当であることを内容とする勧告書**（以下「本勧告書」といいます。）を受領しました。本勧告書の要旨は以下のとおりです。

1. 以下に掲げる理由から、本大規模買付者が、本大規模買付行為等を行った場合、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると思料する。

1. 当社の企業価値の源泉は、取引先との継続的かつ長期的な関係及びこれを支える経営資本である

- 当社の中核的事業の医薬品卸売業の維持・成長が企業価値の維持・向上に不可欠であり、そのためには、その事業構造上、製薬メーカー及び医療機関・薬局（以下「取引先」と総称する。）から医薬品卸として選定され、当該取引先と継続的かつ長期的な関係を維持・強化することが必要不可欠である。
- 取引先との継続的かつ長期的な関係の維持・強化のためには、「安定供給責任」、「品質管理とトレーサビリティ」、「情報伝達と情報還元」、「有事対応力」、「長期にわたり共に社会的使命に応えようとする姿勢」等多岐にわたる取引先の要請する機能・能力に応える必要があり、そのためには「適正な品質管理と安定供給体制の確立による信頼ある医薬品サプライチェーン」としての多面的な機能・能力の強化を図ることが不可欠である。そして、当該要請に応え続けることが長期にわたる取引関係の存続を可能にし、将来の収益の源泉となる。
- 取引先との継続的かつ長期的な関係の維持・強化のためには、これを支える経営資本の維持・強化が重要である。

2. 短期的に損益や投資効率に係る数値を上昇させることのみを優先した場合には、当社の企業価値の源泉ひいては中長期的な企業価値が毀損するおそれがある

- 短期的に損益や投資効率を上昇させる施策は、各々を単独で見れば一定の合理性を有することもあるが、当社の企業価値の源泉に対する理解や配慮を欠いた場合、たとえ一時的には損益や投資効率に係る数値が上昇したとしても、中長期的にみれば企業価値の源泉が損なわれ、将来キャッシュフローの総和が減少し企業価値の源泉が損なわれる懸念がある。
- 短期的に損益や投資効率に係る数値を上昇させることのみを優先したことにより、取引先からの要請に応えられず、その結果、取引先からの信頼を失い、医薬品卸として当社が選択されなくなった場合、高採算品目の取扱機会の喪失、出荷調整品目の配分順位低下、販売チャネルでの競争力低下、MR-MS連携機会の縮小、データビジネス・新規事業からの排除等を通じて当社の収益

機会の喪失を招く懸念がある。

- 取引先が医薬品卸を選別する傾向を強めている近時の事業環境を踏まえると、医薬品卸間の競争激化により取引関係が縮小したり、場合によっては失ったりする可能性が高まっている。また、医薬品卸が公共インフラとしての安定供給責任を負いながら、収益性は低位にとどまる傾向も顕著となっている。
- さらに、取引先との継続的かつ長期的な関係は、長期間を通じて取引先の要請に応えつつ安定的な供給を行ってきた結果として得られるものであるため、一度失われた信頼関係を容易に元の水準に戻すことはできず、当該信頼関係がいったん毀損・消滅すれば悪影響は長期に及ぶ。

3. 本大規模買付者は、当社の重要な意思決定に重要な影響を及ぼし、当社に対して短期的な損益や投資効率に係る数値の上昇のみを優先させることを意図している

- (1) 本大規模買付者が保有する議決権割合は、客観的にみて当社の重要な意思決定に重要な影響を及ぼし得る水準にあり、本大規模買付行為等及び更なる追加の買い増しによって、更にその影響が強まる
 - 本大規模買付者は、単独で普通決議事項の決定に必要な議決権比率の6割超の株式を保有し、特別決議事項に至っては単独で否決し得る水準の株式を保有しており、本大規模買付者は当社の重要な意思決定に重要な影響を及ぼすことができる地位にあるといえる。さらに、第2順位以下の株主構成や3Dが継続的に一般株主向けに議決権行使等に係るパブリック・キャンペーン等の働きかけを行っていること等も踏まえると、当社の重要な意思決定に重要な影響力を有していることは一層明らかである。
 - また、3Dによる過去の投資事例を見ても、20%前後の株式を保有する3Dによる様々な提案・キャンペーン・株主提案等を受けて、投資先企業が株式の非上場化の実施・検討、取締役の受け入れ、不動産事業の売却等の重要な意思決定を行っていることから、当社における本大規模買付者の保有株式数が十分な影響力を有することが裏付けられる。
 - 本大規模買付者の影響力は本大規模買付行為等により更に強まり、本大規模買付者が本大規模買付行為等後に27%を超える株式を追加取得することで更に高まる可能性も否定できない。
 - (2) 本大規模買付者は、高い議決権割合を背景として、当社に対し、短期的に損益や投資効率に係る数値を上昇させることを優先させることを意図している
 - 3Dは、3Dの望む施策を当社に提案し、自らの提案が受け入れられない場合は保有する議決権数を増やした上で、株主提案、臨時株主総会の招集請求、役員選任議案に対する反対キャンペーン、提訴請求等による役員個人の責任追及等を示唆・要求することによって、当社に対する影響力を高める行動を繰り返している。当該行動は、3Dが株式の買い増しの影響力を自覚し、高い議決権比率を当社経営への意思決定に対する影響力を行使する手段として利用する意図・目的を有していることを推認させる。
 - 3Dによる過去の投資事例やこれまでの3Dの当社に対する提案・要求の内容等に鑑みれば、3Dは、当社の企業価値の源泉に対する理解や配慮をせず、当社に対して短期的に損益や投資効率に係る数値を上昇させることのみを優先させる意図を有していると考えざるを得ない。
- II. 以下に掲げる理由から、本対抗措置の発動には必要性及び相当性が認められるため、株主意思確認総会において本対抗措置の発動に関する議案が承認されていることを前提として、本大規模買付者が本大規模買付行為等を行った場合に、当社取締役会が独立委員会の意見を踏まえて合理的に定める時点で、本対抗措置を発動することは相当であると料する。

1. 本対抗措置を発動する必要性がある

- 上記I.のとおり、本大規模買付者が本大規模買付行為等を行う可能性があり、本大規模買付行為

等により当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがある。また、本対抗措置の導入及び発動が現経営陣の保身目的であることを推認させる事情はなく、本対抗措置発動の必要性を否定すべき特段の事情は見当たらない。

- ①本大規模買付行為等に応じなかった株主は、本大規模買付行為等の後も引き続き当社の株主であり続けること、②本大規模買付行為等によって当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあること、③本大規模買付者が本大規模買付行為等を市場内買付けの方法により行うとしている一方で、本大規模買付者が経営に対する重要な影響力を有するに至ることの是非について当社の株主が判断するために十分な情報を提供していないことが認められるため、本大規模買付行為等には一般株主に対する強圧性が存在しうると考えられる。

2. 本対抗措置の発動には相当性がある

(1) 本対抗措置の発動には本大規模買付者の利益との関係において相当性がある

- 本大規模買付者の被り得る損害を回避・軽減する手当てがなされており、大規模買付者自身も損害を被り得ることを予見可能である。
- また、当社取締役会により恣意的な判断・運用がなされ、不合理な内容の対抗措置が発動されることがないような仕組みも設けられている。

(2) 本対抗措置の発動には株主共同の利益との関係においても相当性がある

- 現体制におけるこれまでの経営は、当社の企業価値の源泉に対する理解や配慮を基礎として、企業価値の源泉の維持・強化に沿うものである。
- そして、新中計は、前中計において構築した事業基盤を礎とした成長投資の加速による収益化フェーズとして位置付けられており、当社の中核事業である医薬品卸売業の収益力を強化する具体的な施策に加えて、前中計において積み残し事項となっていた新規事業の拡大に関する具体的な戦略が盛り込まれており、具体的な数値目標も提示されている。同時に、企業価値の源泉や経営資本の維持・向上に必要な投資や財務基盤の維持にも配慮しつつ、キャピタルアロケーションや適切な株主還元策について具体的な数値目標が含まれている。
- よって、現体制における経営を継続することは当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益に資するものであり、現体制における経営を肯定する本対抗措置は、株主共同の利益との関係でも相当性を有するといえる。

3. 本対抗措置の発動の決定にあたり、株主総会において株主意思を確認すべきである

- 本大規模買付行為等について、株主総会において株主意思を確認することが相当である。

三 対抗措置（本新株予約権無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです（以下、割り当てる新株予約権を「本新株予約権」といい、本新株予約権の保有者を「本新株予約権者」といいます。）。以下に定めるほか、本新株予約権無償割当ての内容の詳細は、当社取締役会による本新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

- ① 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社株式
- ② 本新株予約権の目的となる株式の数
本新株予約権1個の目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。
- ③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各本新株予約権の目

的となる株式数を乗じた額とします。

- ④ 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。
- ⑤ 本新株予約権の行使の条件
- (a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、原則として行使することができません。
「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます（注1）。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注2）、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。
- (i) 大規模買付者（※1）（大規模買付者及び大規模買付者の支配株主等（金融商品取引法施行令第14条の7第1項第1号）をいいます。）
- (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
- (iii) 大規模買付者の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第9条第1項）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (iv) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
- (v) 大規模買付者の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (vi) 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
- (x) 上記(i)から本(vi)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
- (y) 上記(i)から本(vi)までに該当する者の「関係者」（注3）

(注1) 但し、上記のいずれかに該当する者であっても、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

(注2) 当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることがあります。

(注3) 「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

(b) 本新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

(d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

⑥ 取得条項

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権を、当社取締役会が定める対価をもって又は無償で、取得することができます。

(a) 対抗措置を発動する場合（非適格者以外の本新株予約権者からの取得）

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）を、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社株式を対価として、取得することができます。

(b) 対抗措置を発動する場合（非適格者からの取得）

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものを、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として、取得することができます（1株未満の端数は切り捨てられます。）。

(i) 行使条件

第2新株予約権の保有者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合（※2）として当社取締役会が認めた割合が24%又は当社取締役会が別途定める割合（2025年10月31日時点の3Dの当社株券等に係る議決権割合が24%を超えている場合には、3Dとの関係では、「24%又は当社取締役会が別途定める割合」は、「2025年10月31日時点の大規模買付者の議決権割合」に読み替えられるものとします。以下同じです。）を下回る範囲内でのみ行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等（※3）を中止又は撤回し、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

(y) (α)大規模買付者の議決権割合（但し、その計算にあたっては大規模買付者やその共同保有者又は特別関係者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者又は特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が24%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の議決権割合として当社が認めた割合が24%若しくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が24%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日に、未行使かつ行使条件が充足されていない第2新株予約権を、その時点における当該第2新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価

として取得することができます。

- (c) 本新株予約権の強制取得に関する条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間は、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社株式（当社の有する自己株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する自己株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①本株主総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が中止若しくは撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が本対応方針に定める手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当てに係る手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止又は撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

※1 「大規模買付者」とは、大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。以下同じとします。

※2 「議決権割合」とは、※3の注2に記載される意味を有するものとします。

※3 「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を24%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付その他の取得行為（当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が24%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の取得行為を含みます。市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問わず、また、公開買付けの開始を含みますが、これに限られません。以下同じとします。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が24%以上となるような当社株券等の買付その他の取得行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立する行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が24%以上となるような場合に限り。）

であると合理的に判断される行為を意味します（但し、いずれも事前に当社取締役会が本対応方針を適用しないことに同意したものを除きます。）。

仮に本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が24%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が24%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」として取り扱うこととします。

（注1）特定株主グループとは、(i)当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関等その他これらの者と実質的利害を共通している者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）、並びに(iv)上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者を意味します。

（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。但

し、本対応方針においては、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」(株券等保有割合の計算にあたっての除数)は、「当該発行者の発行済株式の総数(当該発行者が自己株式として保有する株式を除く)」と読み替えます。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該保有者又はその共同保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにこれらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)又は(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値については株主共同の利益の確保・向上の観点から問題ないと考える旨の取締役会による認定がない限り、本対応方針においては当該保有者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者(本対応方針において共同保有者とみなされる者を含みます。)は、本対応方針においては当該買付け等を行う者の特別関係者とみなします。なお、株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはこれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、現在又は過去の資本関係(共同支配の関係を含みます。)、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。
- (注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度の医薬品業界においては、2025年4月に全品目の53%を対象とした薬価の中間年改定が実施されたことに加え、不採算品再算定の特例的適用や最低薬価の引き上げなどが行われました。また、5月に薬機法が改正され、市販薬の販売規制緩和や医療用医薬品の安定供給体制の強化、調剤業務の一部外部委託をはじめとする薬局機能の強化などが段階的に施行されることとなり、医療提供体制・医薬品流通の変革がさらに加速するものと予想されます。医療用医薬品市場は、コロナ関連製品が引き続き縮小したものの、抗がん剤やスペシャリティ医薬品、糖尿病治療薬、带状疱疹ワクチンなどが伸長し、前年を上回る成長となりました。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画2023-2025「次代を創る」の最終年度として、2024年11月に発表した実行計画に基づき、以下の施策を推進いたしました。

・事業変革への取り組み

医薬と検査薬の融合を通じた医薬MSによる検査薬市場の開拓に注力するとともに、DXによる経営管理機能の高度化、流通コストの可視化による適正な配送体制の確立、および収益性の高い領域への戦略的アプローチの推進などにより、事業基盤のさらなる強化を図りました。この4月からは中期経営計画期間中に構築した基盤を軸に、機動力のある組織体制へと移行しております。

・物流機能およびスペシャリティ領域の強化

メーカー物流倉庫と卸物流倉庫を併設した複合型物流センター〔TBC^(注1) 東海〕(2027年度稼働予定)の建設に着手したほか、品質管理体制のさらなる高度化を目的としたISO9001の新規認証取得、GDP (Good Distribution Practice: 適正流通基準)に関する社内教育の徹底・強化を実施いたしました。また、成長分野であるスペシャリティ領域への対応として、医薬品二次包装施設〔羽田パッケージングセンター〕の稼働準備を進めるとともに、帝人リジェネット株式会社・伊藤忠商事株式会社との協業による再生医療エコシステムを活用した新規案件への参画も進んでおります。さらに、2025年5月にはイシンファーマ株式会社、2026年1月にはサーブ・バイオフーマ株式会社への出資を行うとともに、スペシャリティ製品の患者宅配送サービス〔L1MON〕を開始するなど、スペシャリティ製品フルラインサービスの構築を進めました。

・顧客支援ビジネスの進化

2025年6月に株式会社ファルモと資本業務提携契約を締結し、同社のクラウド型ピッキング監査システム『EveryPick』の取り扱いを開始いたしました。また、同社と公益社団法人日本薬剤師会が提供する薬局DX基盤サービス『N-Bridge』および処方箋情報送信端末『NB station』の開発に向けた協力を行っております。さらに、診療予約システムにおいては、『LXMATE HeLios cloud』を新たにリリースし、販売促進活動に注力いたしました。他にも、既存システムへのAI機能の搭載、プロモーションの強化を進めております。

・成長投資

オープンイノベーションを推進することで既存事業の強化に加えて、次世代を担う新たな事業創出を目的とし、CVCファンド「TOHO Ventures」を設立いたしました。創薬・バイオテクノロジー領域および医療DXを中心に、主に海外の先進的スタートアップ企業の選定を進め、本年4月には「Metaphore Biotechnologies Inc.」への出資を行いました。

・ガバナンスの強化

2024年8月に取締役会の諮問機関として設置された「ガバナンス強化特別委員会」からの最終答申に基づき、ガバナンスの一層の強化に努めました。具体的には当社グループのコーポレートガバナンス改善を遂行する執行責任者として、CGO（チーフ・ガバナンス・オフィサー）を新たに設置し、実効的なガバナンスを推進するとともに、コンプライアンス推進部やグループガバナンス部を設置するなど推進体制の構築を行っております。

・資本効率の改善と株主還元の向上

「DOE（株主資本配当率）2%以上」との配当方針に沿って、前年度より100円増配し、年間配当を165円とするとともに、100億円の自己株式の取得および政策保有株式の継続的な売却を進めました。

当連結会計年度の業績は、売上高1,553,364百万円（前期比2.3%増）、営業利益16,601百万円（前期比12.3%減）、経常利益16,631百万円（前期比19.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益17,327百万円（前期比12.7%減）となりました。

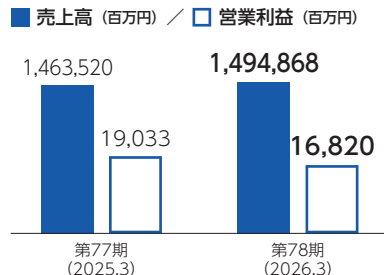


医薬品 卸売事業

売上高構成比
92.7%



新型コロナウイルス関連製品が引き続き縮小したものの、抗がん剤やスペシャリティ医薬品をはじめとする取扱卸限定製品、糖尿病治療薬、带状疱疹ワクチンなどの売上が伸びました。施策面では、営業と配送の役割の明確化や、共創未来ポータル・新配送端末などのデジタルツールの導入により生産性を向上するとともに、営業担当者のスキル向上のため、顧客支援ビジネスをはじめとする各種研修にも注力いたしました。さらに、厚生労働省が定める「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」に沿った価格交渉を引き続き進めるとともに、製品・お得意先ごとの流通コストの見える化と適正化に取り組みました。その一方で、医薬品の仕入原価の上昇の影響を受けた結果、当連結会計年度の業績は売上高1,494,868百万円（前期比2.1%増）、セグメント利益（営業利益）16,820百万円（前期比11.6%減）となりました。



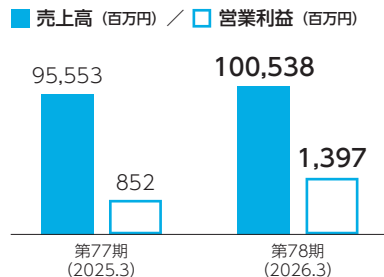
調剤薬局事業

売上高構成比
6.2%



事業会社の再編を進め、2024年3月末時点で24社あったファーマクラスター株式会社傘下の調剤薬局事業会社を、2026年4月1日時点で4社にまで集約いたしました。また、調剤報酬改定への対応を進めるとともに、省人化と薬剤師の対人業務の充実を図るため、処方箋入力センターを設置し、各店舗の処方箋入力業務を集約化しております。

当連結会計年度の業績は、事業会社再編に伴う費用が先行しましたが、売上高は100,538百万円（前期比5.2%増）、セグメント利益（営業利益）は1,397百万円（前期比64.0%増）となりました。





医薬品製造 販売事業

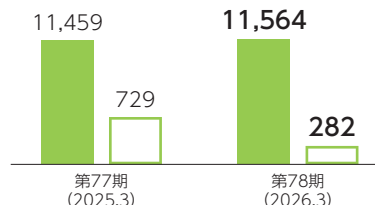
売上高構成比
0.7%



2025年12月にジェネリック医薬品1成分3品目を新たに発売いたしました。また、独自の検証システムに基づく徹底した品質管理と、計画的な生産・調達体制の構築により、高品質・高付加価値な医薬品の安定供給に取り組みました。TBCダイナベースと同一施設内に開設した医療用医薬品二次包装施設「羽田パッケージングセンター」では、2026年度内での受託開始に向けて準備を進めております。

当連結会計年度の業績は、売上高11,564百万円（前期比0.9%増）となった一方で、売上原価の上昇などによりセグメント利益（営業利益）282百万円（前期比61.3%減）となりました。

■ 売上高（百万円） / □ 営業利益（百万円）



その他周辺事業

売上高構成比
0.4%



その他周辺事業においては、売上高7,048百万円（前期比2.9%増）、セグメント利益（営業利益）832百万円（前期比26.9%増）となりました。

(注1) TBCとは、Toho Butsuryu Center（東邦物流センター）の略称であります。

(注2) セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

◇各部門別の売上高は、次のとおりです。

部 門	売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前 期 比 増 減 (%)
医 薬 品 卸 売 事 業	1,444,698	93.0	2.1
医 薬 用 医 薬 品	1,273,705		
検 査 薬	71,415		
そ の 他	99,577		
調 剤 薬 局 事 業	100,535	6.5	5.2
医 薬 品 製 造 販 売 事 業	2,654	0.2	1.5
そ の 他 周 辺 事 業	5,475	0.3	8.2
合 計	1,553,364	100.0	2.3

(注) 外部顧客への売上であります。

② 設備投資の状況

当社グループの設備投資の総額は11,215百万円であり、このうち主なものは、医薬品卸売事業における営業拠点等の新設・改修であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資・社債発行などによる資金調達はありません。

(2) 財産および損益の状況

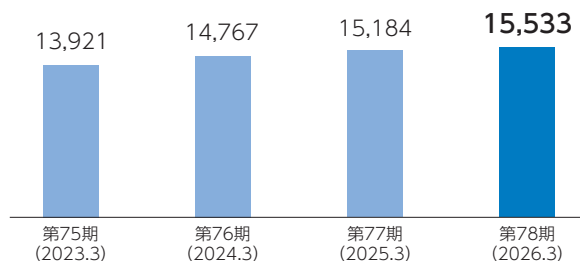
① 企業集団の業績および財産の状況の推移

区分	第75期 (2023.3)	第76期 (2024.3)	第77期 (2025.3)	第78期 (当連結会計年度) (2026.3)
売上高 (百万円)	1,392,117	1,476,712	1,518,495	1,553,364
経常利益 (百万円)	19,176	21,787	20,716	16,631
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	13,630	20,657	19,844	17,327
1株当たり当期純利益	196円70銭	320円14銭	313円20銭	271円18銭
総資産 (百万円)	715,288	773,427	722,805	740,781

(注) 第76期より、情報提供料収入等の表示方法を営業外収益から売上高に変更しており、第75期については、当該表示方法の変更を反映した数値を記載しております。

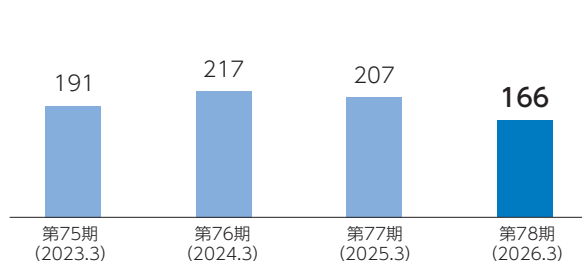
売上高

(単位：億円)



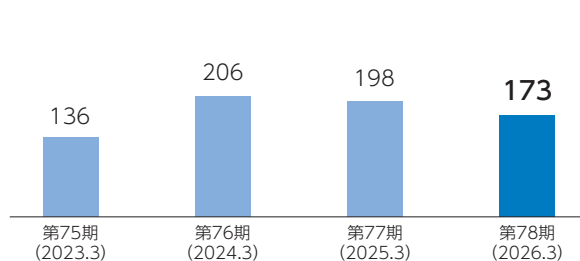
経常利益

(単位：億円)



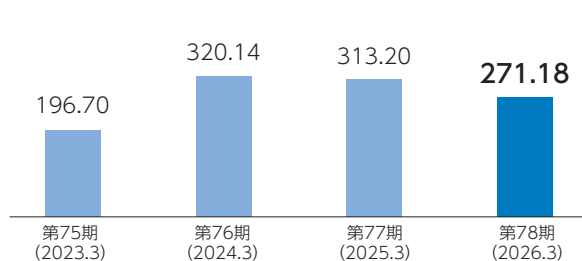
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



② 当社の業績および財産の状況の推移

区分	第75期 (2023.3)	第76期 (2024.3)	第77期 (2025.3)	第78期 (当事業年度) (2026.3)
売上高 (百万円)	13,039	12,515	15,597	16,031
経常利益 (百万円)	7,260	4,883	7,648	7,330
当期純利益 (百万円)	9,655	13,118	13,861	14,502
1株当たり当期純利益	139円32銭	203円27銭	218円73銭	226円93銭
総資産 (百万円)	253,452	267,428	242,556	245,913

(注) 第76期より、情報提供料収入等の表示方法を営業外収益から売上高に変更しており、第75期については、当該表示方法の変更を反映した数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (連結子会社)

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
東邦薬品株式会社	300	100.00	医薬品卸売業
九州東邦株式会社	522	100.00	医薬品卸売業
株式会社セイエル	95	100.00	医薬品卸売業
株式会社幸耀	72	100.00	医薬品卸売業
株式会社スクウェア・ワン	100	100.00	不動産賃貸業
株式会社東邦システムサービス	10	100.00	情報処理業
ファーマクラスター株式会社	10	100.00	調剤薬局事業の管理事業
株式会社ファーマダイワ	100	100.00	調剤薬局の経営
株式会社J.みらいメディカル	100	100.00	調剤薬局の経営

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ファーマみらい	50	100.00	調剤薬局の経営および医薬品分割販売業
株式会社ストレッチア	25	100.00	調剤薬局の経営
株式会社青葉堂	3	100.00	調剤薬局の経営
株式会社ケイ・クリエイト	10	100.00	調剤薬局の経営
共創未来ファーマ株式会社	199	100.00	医薬品製造販売業
株式会社東京臨床薬理研究所	401	100.00	治験施設支援業
株式会社アルフ	90	91.49	情報処理機器の企画・販売業
株式会社ネグジット総研	20	100.00	ソフトウェアの開発・販売、企業・医療経営コンサルティング業
株式会社e健康ショップ	50	90.05	医薬品に関するインターネット事業
株式会社eヘルスケア	79	95.80	情報提供サービス業務

(注) 議決権比率には、間接所有も含まれております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「全ては健康を願う人々のために」をグループスローガンとして掲げ、「わたしたちは社会・顧客と共生し、独創的なサービスの提供を通じて新しい価値を共創し、世界の人々の医療と健康に貢献します。」との経営理念のもと、常に健康を願う人々を第一に考え、その満足度を高めるべく顧客価値の創造に取り組むことで、持続的な成長による中長期的な企業価値の向上とコーポレートブランドの確立を目指しております。

現在、わが国では、国民の健康寿命の延伸と超高齢社会、総人口の減少における持続可能な社会保障制度の構築・維持を目的に、薬価の毎年改定や長期収載品への選定療養の導入、OTC類似薬の追加負担の検討など医療費抑制のための様々な施策が導入されております。あわせて、質の高い医療・ケアを提供するための医療DXの推進や、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みも加速しております。さらに、近年は、遺伝子治療医薬品や再生医療等製品をはじめとした、高額かつ厳密な管理を要する医薬品の登場によりモダリティ^(注)が多様化しており、これらに対応し得る営業・物流体制の構築が急務となっております。

このように医療ならびに医薬品業界の環境変化がますます加速している中、医療機関・健康を願う人々をはじめとするステークホルダーへの付加価値を提供し、社会に貢献する企業であり続けるべく、本年4月に2028年度を最終年度とする、中期経営計画2026-2028「次代を翔ける」を新たに策定いたしました。当中期経営計画は、前中期経営計画期間で築き上げた次代に向けての「基盤」を土台にし、成長を目指した更なる投資による「収益化フェーズ」として営業利益の非連続な飛躍の実現にフォーカスした戦略、施策を実行する期間と位置付けております。コア事業である医薬品卸売事業の収益力強化とともに、積極的なアライアンスの実行による新規事業の早期拡大を通して、ヘルスケアビジネスに関わるあらゆるステークホルダーの皆様新たな価値を創造し、

提供する「ヘルスケア・トータルソリューション・プロバイダー」へと転換いたします。挑戦を恐れない自律型の社員がリードする価値創造組織への進化を通して、変化の激しい次代を力強く飛躍し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

当社グループは企業の安定的かつ長期的な成長と、持続可能な社会の実現に向けて、環境 (Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)、およびコンプライアンスのそれぞれの領域における課題を洗いだし、その解決に向けて取り組むサステナビリティ経営を推進しております。医薬品流通を担う社会的責任として、環境保全と事業活動の両立を最重要課題の一つと位置づけ、温室効果ガス排出量の中長期的な削減目標のもと、配送効率の向上による走行距離の削減や事業拠点への太陽光パネルの設置をはじめとした再生可能エネルギーへの切り替えを強力に進めてまいります。こうした自社の取り組みに加え、他社との協業によるサプライチェーン全体での環境負荷低減にも取り組んでまいります。

人財活用に関しては、社員は会社の財産、すなわち「人財」であるとの考えのもと、性別・国籍・障がい・年齢・価値観等を問わない幅広い登用を行っております。社員一人ひとりの成長と組織強化を促す制度改革、経営戦略を見据えた適切な人財配置と教育システムの導入、心理的安全性を軸とした企業風土改革を実践し、挑戦を恐れない自律型人財への転換をはかり、価値創造組織へと進化させてまいります。

また、経営の透明性と公正性を担保すべく、取締役会による監督機能の強化や、実効性の高い内部統制システムの運用を通じて、高度なガバナンス体制を確立してまいります。リスクの的確な把握と評価を行うリスクマネジメント体制を整備し、損失の未然防止と影響の最小化を図ることで、経営の健全性を堅持してまいります。そして、全ての役職員が「関連法規の遵守」を最優先事項として行動し、ステークホルダーからの確固たる信頼を築くべく、規律ある経営を実践いたします。

加えて、医療および健康関連企業としての公共性と社会インフラとしての使命を認識し、非常時においても医療提供体制を維持するため、震災・パンデミック対策など医薬品の安定供給に必要な投資を各ステークホルダーからの信頼と共感をベースに進めてまいります。

このような取り組みを推進することで、健康を願う人々、顧客、地域社会、株主、社員など全てのステークホルダーから必要とされ、継続して支持される企業集団を目指してまいります。

(注) モダリティとは、創薬技術や手法等の治療手段の種別のことであります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

部 門 別	主 要 な 事 業 内 容
医 薬 品 卸 売 事 業	医薬品・麻薬・検査薬等の販売、医療機器の販売
調 剤 薬 局 事 業	保険調剤薬局の経営、在宅医療支援業務、医薬品の販売
医 薬 品 製 造 販 売 事 業	医療用医薬品の製造および販売、注射用医薬品の受託製造
そ の 他 周 辺 事 業	上記事業に関連する周辺事業

2. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 192,000,000株
- ② 発行済株式の総数 73,025,942株
- ③ 株 主 数 4,314名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505018	9,646	14.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,332	11.33
塩野義製薬株式会社	3,500	5.40
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,801	4.32
3D WH OPPORTUNITY MASTER OFC - 3 D WH OPPORTUNITY HOLDINGS	2,400	3.70
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,622	2.50
河野 博行	1,333	2.06
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,328	2.05
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,296	2.00
東邦ホールディングス従業員持株会	1,205	1.86

(注) 1. 持株比率は自己株式 (8,312,769株) を控除して計算しております。

2. 以下の大量保有報告書 (変更報告書)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。

- ・3Dインベストメント・パートナーズ・プライベート・リミテッド (3D Investment Partners Pte. Ltd.) : 15,543千株 (2025年8月27日現在)
- ・野村證券株式会社および共同保有者の計3名 : 2,370千株 (2025年9月5日現在)

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	5,200	4

(注) 監査等委員である取締役に對し、株式の交付は行っておりません。

当社が保有する株式に関する事項

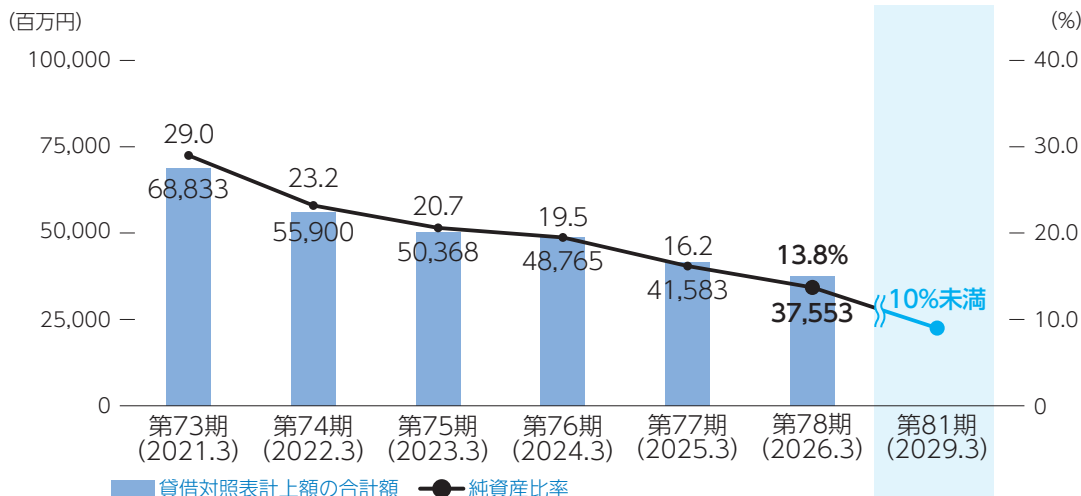
当社は、経営戦略、取引先との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると思われる株式を保有しております。

これらの株式の保有の適否については、保有株式毎に保有に伴う便益等が当社の方針に見合っているかを精査し、保有の妥当性が認められないと考える場合には売却するなど、定期的に見直しを行っております。

また、政策保有株式は保有先企業との十分な対話を経た上で継続的に縮減しており、保有額については2026年3月期末までに純資産対比15%未満、2029年3月期末までには10%未満とすることを目標としております。

本方針に基づき、当連結会計年度においては10銘柄を売却し、2026年3月期末の政策保有株式の保有額は純資産対比で13.8%となりました。

政策保有株式の状況



- (注) 1. 上記金額は非上場株式を含んでおります。
2. みなし保有株式に該当する株式を保有しておりません。

売却額および売却銘柄数の推移

	第74期 (2022.3)	第75期 (2023.3)	第76期 (2024.3)	第77期 (2025.3)	第78期 (2026.3)
売却数	15銘柄	12銘柄	12銘柄	4銘柄	10銘柄
売却額(百万円)	5,195	5,808	13,188	7,923	14,282

(注) 売却額および売却銘柄数は一部売却を含んでおります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
枝 廣 弘 巳	代表取締役 社長執行役員CEO	
馬 田 明	取締役 専務執行役員COO	東邦薬品株式会社 代表取締役社長
松 谷 竹 生	取締役 常務執行役員CGO	
河 野 修 蔵	取締役 執行役員 トランスフォーメーション推進担当	株式会社セイエル 代表取締役社長
芳 賀 真名子	社外取締役	松井証券株式会社 執行役員 人事総務部門担当
加茂谷 佳 明	社外取締役（監査等委員）	
小 谷 秀 仁	社外取締役（監査等委員）	Frederick Research合同会社 代表社員 ノボキユア株式会社 代表取締役
後 藤 千 恵	社外取締役（監査等委員）	さくら共同法律事務所 パートナー 株式会社アバントグループ 社外取締役（監査等委員）
齋 藤 美 帆	社外取締役（監査等委員）	株式会社エラン 社外取締役（監査等委員） 株式会社山口フィナンシャルグループ 社外取締役

- (注) 1. 取締役の芳賀真名子、監査等委員である取締役の加茂谷佳明、小谷秀仁、後藤千恵、齋藤美帆の各氏は社外取締役であります。また、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 2025年6月27日開催の第77回定時株主総会において、新たに取締役として河野修蔵および芳賀真名子の両氏ならびに監査等委員である取締役として齋藤美帆氏が選任され、就任いたしました。
3. 2025年6月27日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、取締役の多田真美および村川健太郎の両氏は、任期満了により退任いたしました。
4. 監査等委員である取締役の小谷秀仁氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役の後藤千恵氏は、公認会計士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、2025年5月14日開催の取締役会において決議しております。また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、取締役会で決議された決定方針に基づき、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会での審議を経た上で取締役会が報酬を決定していることから、その内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおり定めております。

1. 基本方針
 - ・報酬は、取締役の職務内容、責任の程度、業績貢献等を総合的に勘案し、公正かつ合理的な基準に基づき決定すること。
 - ・当社の中長期的な企業価値向上の観点から、固定報酬（基本報酬）および業績連動型報酬、株式報酬等を適切に組み合わせること。
 - ・独立性・透明性・客観性が高く、当社のステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる内容であること。
2. 報酬水準

報酬水準は、外部調査機関のデータを活用し、時価総額が同規模の企業群や類似業種をピアグループとして、役位ごとの報酬水準の調査・分析を行い、指名報酬委員会において妥当性を検証したうえで、取締役会の決議により設定する。
また、当社の経営環境や外部環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。
3. 報酬の構成

取締役（社外取締役を除く）の報酬を代表給、監督給、執行給の3つに区分する。
なお、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

 - (1)代表給：代表権を有する者に固定額を金銭で毎月支給する。
 - (2)監督給：経営監督に対する報酬として固定額を金銭で毎月支給する。
 - (3)執行給：業務執行に対する報酬として、固定報酬、業績連動報酬の賞与(STI)、株式報酬(LTI)を支給する。なお、報酬の構成割合については、固定報酬65～75%：賞与15～20%：株式報酬10～15%とする。
 - a. 固定報酬
役位に応じた固定額を金銭で毎月支給する。
 - b. 賞与 (STI)
当事業年度の業績・評価に応じた金銭による業績連動報酬とし、指標として営業利益、ROE、従業員エンゲージメントの3項目とする。また、その割合は50：25：25とし、役位に応じた基準額の0～200%の金額を評価後（翌年6月）に一括支給する。
 - c. 株式報酬 (LTI)
当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、役位に応じて譲渡制限付株式 (RS) を支給する。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別報酬は、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定する。
また、決定方針を改定する場合は、取締役会の決議に先立ち、その内容について指名報酬委員会で審議する。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員である取締役の報酬等を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役（監査等委員であるものを除く。）は「年額5億円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）」（ただし、使用人分給とは含

まれない。)として、監査等委員である取締役は「年額1億円以内」として、2025年6月27日開催の第77回定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は5名(うち、社外取締役は1名)、監査等委員である取締役の員数は4名(全員社外取締役)です。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従来以上に与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の額の範囲内にて、年額55百万円以内(うち社外取締役分は年額5百万円以内)として、2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬を導入することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は16名(うち、社外取締役は3名)です。

なお、2024年6月27日開催の第76回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を改定し、譲渡制限付株式の付与のための報酬内容を一部変更することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は6名です。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の人 数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式	
取締役(監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	258 (9)	201 (9)	30 (-)	27 (-)	7 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	63 (63)	63 (63)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外取締役)	321 (72)	264 (72)	30 (-)	27 (-)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員賞与および譲渡制限付株式による報酬額は、いずれも当事業年度に費用計上した額であります。
3. 上記の表には、2025年6月27日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)2名を含んでおります。
4. 業績連動報酬等に関する事項
・業績連動報酬に係る業績指標は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 3. 報酬の構成」に記載の通りであり、営業利益は当事業年度において個別に設定された目標の達成率、ROEは当事業年度において個別に設定された目標の達成度合い、従業員エンゲージメントは前事業年度の従業員エンゲージメントスコア(eNPS)と比較した改善度に基づき算定しております。
当事業年度における各指標に関する実績は、営業利益16,601百万円、ROE6.56%、従業員エンゲージメントスコア(eNPS)-80となります。
・当該業績指標を選定した理由は、中期経営計画達成へのインセンティブとして適切な指標であると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先との関係

氏名	役員区分	出席状況		主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係
		取締役会	監査等委員会	
芳賀 真名子	取締役	10回/10回 (100%)	—	<p>財務会計、経営企画、業務プロセス構築、人的資本領域等に関する豊富な知見・経験を活かし、取締役会の適切かつ実効的な監督、意思決定に貢献しております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬の決定、取締役の選解任プロセスの明確化、後継者計画の策定等に関する議論において、上記の知見・経験を基に独立した立場から意見・提言を積極的に行っております。</p> <p>なお、同氏は松井証券株式会社の執行役員に就任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の利害関係はございません。</p>
加茂谷 佳明	取締役 (監査等委員)	13回/13回 (100%)	9回/9回 (100%)	<p>経営管理部門責任者としての豊富な経験や業界団体の要職を務めた経験に基づく医薬品行政への高い見識を活かし、取締役会の適切かつ実効的な監督、意思決定に貢献しております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬の決定、取締役の選解任プロセスの明確化、後継者計画の策定等に関する議論において、上記の知見・経験を基に独立した立場から意見・提言を積極的に行っております。</p> <p>監査等委員会においては、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。</p>
小谷 秀仁	取締役 (監査等委員)	13回/13回 (100%)	9回/9回 (100%)	<p>製薬・医療機器・医療IT業界における豊富な知識や企業経営者としての幅広い見識を活かし、取締役会の適切かつ実効的な監督、意思決定に貢献しております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員長として、役員候補者の選定や役員報酬の決定、取締役の選解任プロセスの明確化、後継者計画の策定等に関する議論を主導するとともに、上記の知見・経験を基に独立した立場から意見・提言を積極的に行っております。</p> <p>監査等委員会においては、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。</p> <p>なお、同氏はFrederick Research合同会社代表社員およびノボキア株式会社代表取締役に就任しておりますが、これらの兼職先と当社との間には特別の利害関係はございません。</p>

氏名	役員区分	出席状況		主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係
		取締役会	監査等委員会	
後藤 千恵	取締役 (監査等委員)	13回/13回 (100%)	9回/9回 (100%)	<p>弁護士・公認会計士としての専門的知見や他社での社外取締役としての豊富な経験を活かし、取締役会の適切かつ実効的な監督、意思決定に貢献しております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬の決定、取締役の選解任プロセスの明確化、後継者計画の策定等に関する議論において、上記の知見・経験を基に独立した立場から意見・提言を積極的に行っております。</p> <p>監査等委員会においては、委員長としてグループ子会社を含めた監査部門との連携を主導するとともに、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。</p> <p>なお、同氏はさくら共同法律事務所のパートナーおよび株式会社アバントグループの社外取締役（監査等委員）に就任しておりますが、これらの兼職先と当社との間には特別の利害関係はございません。</p>
齋藤 美帆	取締役 (監査等委員)	10回/10回 (100%)	6回/6回 (100%)	<p>資本市場の動向を踏まえた投資戦略の策定や投資リスク管理等に関する豊富な知見・経験を活かし、取締役会の適切かつ実効的な監督、意思決定に貢献しております。</p> <p>また、監査等委員会においては、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。</p> <p>なお、同氏は株式会社エランの社外取締役（監査等委員）および株式会社山口フィナンシャルグループの社外取締役に就任しておりますが、これらの兼職先と当社との間には特別の利害関係はございません。</p>

- (注) 1. 芳賀真名子氏の出席状況は、2025年6月27日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
2. 齋藤美帆氏の出席状況は、2025年6月27日の就任以降に開催された取締役会および監査等委員会のみを対象としております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	740,781	(負債の部)	469,221
流動資産	571,044	流動負債	441,920
現金及び預金	87,361	支払手形及び買掛金	414,243
受取手形	1,595	短期借入金	80
売掛金	345,489	1年内返済長期借入金	394
有価証券	7,000	リース債務	714
商品及び製品	89,823	未払法人税等	6,443
原材料及び貯蔵品	152	契約負債	105
仕入割戻未収入金	11,648	未払費用	2,639
その他	28,262	賞与引当金	3,795
貸倒引当金	△288	役員賞与引当金	49
固定資産	169,737	資産除去債務	19
有形固定資産	89,140	その他	13,434
建物及び構築物	37,082	固定負債	27,300
機械装置及び運搬具	179	社債	1,753
器具及び備品	6,497	長期借入金	5,282
土地	40,666	リース債務	1,667
リース資産	1,800	繰延税金負債	10,974
建設仮勘定	2,914	債務保証損失引当金	566
無形固定資産	8,079	再評価に係る繰延税金負債	651
のれん	89	退職給付に係る負債	2,847
その他	7,989	資産除去債務	3,003
投資その他の資産	72,517	その他	554
投資有価証券	59,298	(純資産の部)	271,560
長期貸付金	1,054	株主資本	259,465
繰延税金資産	2,216	資本金	10,649
その他	11,299	資本剰余金	45,212
貸倒引当金	△1,352	利益剰余金	230,378
		自己株式	△26,775
		その他の包括利益累計額	11,844
		その他有価証券評価差額金	16,417
		土地再評価差額金	△4,572
		新株予約権	123
		非支配株主持分	126
資産合計	740,781	負債及び純資産合計	740,781

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,553,364
売上原価		1,430,947
売上総利益		122,416
販売費及び一般管理費		105,815
営業利益		16,601
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,177	
その他	1,615	2,792
営業外費用		
支払利息	56	
持分法による投資損失	1,936	
その他	768	2,762
経常利益		16,631
特別利益		
固定資産売却益	1,454	
投資有価証券売却益	9,492	
その他	670	11,617
特別損失		
固定資産処分損	293	
減損損失	201	
投資有価証券評価損	1,612	
その他	0	2,107
税金等調整前当期純利益		26,141
法人税、住民税及び事業税	8,032	
法人税等調整額	770	8,802
当期純利益		17,338
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純利益		17,327

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	245,913	(負債の部)	84,458
流動資産	100,361	流動負債	69,319
現金及び預金	74,666	リース債務	102
営業未収入金	30	未払金	1,271
有価証券	7,000	未払費用	524
前払費用	125	未払法人税等	2,801
その他の未収入金	580	預り金	64,461
短期貸付金	17,955	賞与引当金	126
その他	3	役員賞与引当金	31
固定資産	145,551	固定負債	15,138
有形固定資産	44,644	社債	1,753
建物	23,168	リース債務	140
構築物	579	繰延税金負債	9,943
器具及び備品	391	再評価に係る繰延税金負債	651
土地	17,787	退職給付引当金	8
リース資産	220	債務保証損失引当金	566
建設仮勘定	2,496	資産除去債務	2,069
無形固定資産	3,156	その他	3
借地権	9		
ソフトウェア	623		
その他	2,523		
投資その他の資産	97,750	(純資産の部)	161,455
投資有価証券	39,616	株主資本	147,962
関係会社株式	48,793	資本金	10,649
関係会社出資金	1,585	資本剰余金	46,177
関係会社長期貸付金	1,044	資本準備金	46,177
破産更生債権等	2,620	利益剰余金	117,950
長期前払費用	234	利益準備金	664
その他	5,851	その他利益剰余金	117,286
貸倒引当金	△1,996	土地圧縮積立金	3,249
		別途積立金	6,336
		繰越利益剰余金	107,700
		自己株式	△26,814
		評価・換算差額等	13,369
		その他有価証券評価差額金	17,918
		土地再評価差額金	△4,549
		新株予約権	123
資産合計	245,913	負債及び純資産合計	245,913

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
経営指導料収入	1,463	
不動産賃貸料収入	4,649	
受取配当金収入	9,542	
その他	377	
		16,031
営業費用		9,149
営業利益		6,882
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,144	
その他	179	
		1,323
営業外費用		
支払利息	379	
その他	495	
		875
経常利益		7,330
特別利益		
固定資産売却益	1,439	
投資有価証券売却益	10,244	
その他	1	
		11,685
特別損失		
固定資産処分損	249	
投資有価証券評価損	1,560	
その他	0	
		1,809
税引前当期純利益		17,206
法人税、住民税及び事業税	2,666	
法人税等調整額	37	
		2,703
当期純利益		14,502

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野水善之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白鳥大輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高田雅代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野水善之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白鳥大輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高田雅代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

東邦ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員	後藤 千 恵	Ⓔ
監査等委員	加茂谷 佳 明	Ⓔ
監査等委員	小 谷 秀 仁	Ⓔ
監査等委員	齋 藤 美 帆	Ⓔ

(注) 監査等委員後藤千恵、加茂谷佳明、小谷秀仁及び齋藤美帆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京ミッドタウン八重洲カンファレンス 4階大会議室

東京都中央区八重洲二丁目2番1号



交通のご案内

- JR線、東京メトロ 丸ノ内線 「東京」 駅 地下直結 (八重洲地下街経由)
- 東京メトロ 銀座線 「京橋」 駅 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

